富津市と富津市内郵便局との包括連携に関する協定書

富津市(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社富津市内郵便局(別表に掲げる郵便局をいう。以下「乙」という。)とは、市民一人ひとりが富津市に住むことに誇りや愛着を持ち、幸せを感じられるまちづくりを推進するため、市民サービスの向上に係る連携強化に関する協定(以下「本協定」という。)を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する資源を相互に活用することが有意義と認められる事項について連携を行うことにより、ユニバーサルサービスを提供する郵便局のネットワークを通じて、市民サービスの向上に資することを目的とする。

(連携事項)

- 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、業務に支障のない 範囲で、連携し取り組むものとする。
 - (1) 安全で安心な暮らしの実現に関すること。
 - (2) 地域福祉活動に関すること。
 - (3) 地域経済の活性化に関すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が協議し、必要と認めること。
- 2 前項各号に掲げる事項に係る具体的な取組内容、実施方法等については、甲及び乙が協議の 上、別に定めるものとする。

(有効期間)

- 第3条 本協定の有効期間は、締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の日から1箇月前までに、甲又は乙のいずれからも申出がない場合は、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。 (守秘義務)
- 第4条 甲及び乙は、第2条第1項に規定する事項等に係る検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の承諾を得ずに第三者に開示、情報提供等してはならない。
- 2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項の規定による秘密保持の義務 を負うものとする。

(協議)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協 議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有 するものとする。

令和元年5月29日

甲 千葉県富津市下飯野2443番地 乙 千葉県富津市金谷2211番地 千葉県富津市 富津市長

日本郵便株式会社 金谷郵便局長

> 千葉県富津市下飯野2509番地1 日本郵便株式会社 富津郵便局長

別表

郵便局の名称	所在地
富津郵便局	富津市下飯野2509番地1
湊郵便局	富津市湊1130番地2
関尻郵便局	富津市関尻464番地
金谷郵便局	富津市金谷2211番地
青堀郵便局	富津市大堀85番地9
小久保郵便局	富津市小久保2884番地1
富津岬郵便局	富津市富津391番地
富津飯野郵便局	富津市下飯野183番地
富津千種新田郵便局	富津市千種新田951番地11
佐貫郵便局	富津市佐貫126番地2
富津更和郵便局	富津市更和102番地5
竹岡郵便局	富津市竹岡667番地